

兵庫県公報

令和2年1月21日 火曜日 第75号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 土地改良区営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	3
○ 平成8年兵庫県告示第542号（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準）の一部改正（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 景観形成重要建造物等の指定（都市政策課）	6
○ 平成21年兵庫県告示第419号（景観形成重要建造物等の指定）の一部改正（同）	6
○ 土地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）	6
○ 平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（建築指導課）	7
公 告	
○ 入札公告（広報戦略課）	10
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	14
○ 肥料の登録（農産園芸課）	17
○ 肥料の登録の有効期間の更新（同）	17
○ 肥料の登録の失効（同）	19
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	19
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	21
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	22
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	28
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（北播磨県民局）	29
選挙管理委員会告示	
○ 平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第82号の訂正	29
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	30
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	32
労働委員会公告	
○ 審査の期間の目標及び審査の実施状況	32
警察本部公告	
○ 入札公告	33

告 示

兵庫県告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。
この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、

神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
倭文長田土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	倭文長田地区	令和2年1月7日



兵庫県告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

栗住野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	足立健一	丹波市青垣町西芦田1045番地



兵庫県告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

波々伯部北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	松本 廣	丹波篠山市井ノ上36番地2
同	向井 俊文	同 市宮ノ前548番地1
同	酒井 芳孝	同 市井ノ上263番地3
同	波部 悟	同 市畑井61番地
同	波部 吉裕	同 市辻996番地
同	小西 益美	同 市小中325番地
監事	松本 章宏	同 市井ノ上25番地
同	山本 勲	同 市畑井214番地
同	向井 正好	同 市宮ノ前263番地
同	西山 明広	同 市小中364番地
同	土佐 治重	同 市辻869番地1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	中南 章典	丹波篠山市井ノ上258番地3
同	酒井 芳孝	同 市井ノ上263番地3
同	福井 美俊	同 市宮ノ前303番地
同	波部 康則	同 市小中258番地
同	津田 純夫	同 市辻962番地3
同	中野 廣己	同 市辻3番地1
同	小嶋 義久	神戸市東灘区田中町3丁目5番14号
監事	松本 章宏	丹波篠山市井ノ上25番地
同	向井 正好	同 市宮ノ前263番地

同	溝 畑 忠 雄	同	市小中233番地
同	土 佐 治 重	同	市辻869番地 1
同	小 島 正 和		尼崎市久々知2丁目3番8号 アヴェニール塚口204号



兵庫県告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和2年1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
高柳土地改良区	令和元年12月24日



兵庫県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、次の土地改良区に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区 の 名 称	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
慶野土地改良区	慶野地区	令和2年1月21日から 同 年 2月10日まで	南あわじ市役所



兵庫県告示第63号

平成8年兵庫県告示第542号（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準）の一部を次のように改正し、令和2年3月21日より施行する。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中「環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）」を「環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。）」に改める。

本文中4の「別表第6」を「別表第6及び別表第6の2」に改める。

別表第6中「別表第6 騒音の規制基準」を「別表第6 騒音の規制基準（令和2年3月21日以降に設置される風力発電設備を除く。）」に改める。

別表第6備考2中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第138号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を「学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。別表第6の2において同じ。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所をいう。別表第6の2において同じ。）、病院等（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものをいう。別

表第6の2において同じ。)、図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館をいう。別表第6の2において同じ。)、特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第138号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームをいう。別表第6の2において同じ。))及び幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表第6の2において同じ。))に改める。

別表第6備考4中「風力発電設備」を「令和2年3月21日において現に設置されている風力発電設備(設置の工事が着手されているものを含む。))」に改める。

別表第6備考5中「3に規定する」を「備考3に規定する」に改める。

別表第6備考7中「(平成4年法律第51号)」を削る。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第6の2 騒音の規制基準(令和2年3月21日以降に設置される風力発電設備に限る。)

地域の類型	規制基準(単位 デシベル)	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
AA	40	30
A及びB	45	35
C	50	40

備考1 この表のAAからCまでの町における地域の類型は、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定(平成11年兵庫県告示第566号)に基づき、知事が指定する地域の類型によるものとし、市における地域の類型は、騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)第1の1に基づき、各市長が指定する地域の類型によるものとする。

2 備考1の地域の類型は、届出受理日等(騒音を発生する風力発電設備のうち、条例第43条第1項若しくは第44条の規定による届出を要する風力発電設備にあつては当該届出を受理した日又は当該届出を要しない風力発電設備にあつては風力発電設備が稼動した日をいう。以下同じ。))において指定されている地域の類型によるものとする。

3 測定場所は、次に掲げる場所のうち、風車到達騒音(風力発電設備から発生し、測定地点に到達する騒音をいう。以下同じ。))が最も大きい地点とする。

(1) 届出受理日等に現に存する住居等(住居(一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む。))をいう。)、学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型こども園をいう。))のうち、風車到達騒音の影響を最も受けるものの壁面から当該風力発電設備に向かって3.5メートルの位置。

(2) 市街化区域(届出受理日等において指定された都市計画法第7条に規定する市街化区域をいう。))のうち、備考1の地域の類型AA、A又はBに該当する地域において、風車到達騒音の影響を最も受ける地点(道路上を除く。))。

4 デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

5 騒音の測定は、別表第6備考7によるものとする。

6 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとする。

7 騒音の大きさの決定は、風車到達騒音により、算出方法は、次のとおりとする。

(i) 風力発電設備の稼働前に風車到達騒音を予測する場合、次の予測式を用いることとする。

$$SPL = PWL - 20 \log_{10} R - 8 + \Delta L_{cor}$$

$$\Delta L_{cor} = L_{air} + L_{gnd}$$

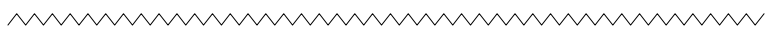
算式の符号

SPL 測定場所での風車到達騒音(単位 デシベル)

PWL 風力発電設備におけるA特性音響パワーレベル(単位 デシベル)

R 測定地点から風力発電設備のロータ中心までの距離(単位 メートル)

- Δ Lcor 音の伝搬に影響を与える減衰要素に関する補正值 (単位 デシベル)
 - Lair 日本産業規格Z8738 (屋外の音の伝搬における空気吸収の計算) により求める空気吸収による減衰 (単位 デシベル)
 - Lgnd 道路交通騒音予測プログラム (ASJ RTN-Model 2018) により求める地表面効果による減衰 (単位 デシベル)
- (2) 風力発電設備の稼働後は、同一風速における稼働時の騒音に係る指示値と停止時の暗騒音 (当該測定場所における騒音で測定の対象とする風車到達騒音以外のものをいう。) の指示値の差により求めることとする。
- 8 備考7 (1)に規定するPWLは、日本産業規格C1400-11 (風力発電システム-第11部:騒音測定方法) により、風速が6メートル/秒、7メートル/秒、8メートル/秒、9メートル/秒、10メートル/秒の各風速において測定したA特性音響パワーレベルのうち、最も指示値が大きいものとする。



兵庫県告示第64号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量 (2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量)
- 2 作業期間
令和元年12月6日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域
朝来市桑市地内



兵庫県告示第65号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量 (2級基準点測量)
- 2 作業期間
令和2年1月31日から同年5月31日まで
- 3 作業地域
新温泉町湯地内



兵庫県告示第66号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宝塚市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量 (道路台帳図データ更新)
- 2 作業期間
令和2年1月22日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
宝塚市全域



兵庫県告示第67号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年8月26日から同年12月25日まで
- 3 作業地域
尼崎市金楽寺町地内



兵庫県告示第68号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第1項の規定により、景観形成重要建造物として次のものを指定した。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

第12次指定

名称	所在地
東多田夢勝庵	川西市東多田2-26-10
前田家住宅	三田市屋敷町12-3
多木化学本社	加古川市別府町緑町2
多木浜洋館	加古川市別府町東町174
大歳家住宅	加古川市別府町新野辺881
大石家住宅	豊岡市但東町矢根1076
田治米合名会社酒造場	朝来市山東町矢名瀬町545
西山酒造場	丹波市市島町中竹田1171



兵庫県告示第69号

平成21年兵庫県告示第419号（景観形成重要建造物等の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

表旧辻川郵便局の項中「福崎町西田原1107-1」を「福崎町西田原1022-1」に改める。



兵庫県告示第70号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、高砂市小松原土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日

組 合 の 名 称 高砂市小松原土地区画整理組合
 事務所の所在地 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号(高砂市役所内)
 設立認可の年月日 平成26年1月9日
 2 解散認可の年月日
 令和2年1月21日



兵庫県告示第71号

平成17年兵庫県告示第34号(都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等)の一部を次のように改正する。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表(稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧)を次のように改める。
 表(稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧)

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日
加古鉄工団地地区 条例別表第3の5の項	加古郡稲美町加古字北新田北及び字北新田東の各一部で別図に示す区域(別図は省略。以下同じ。)	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例(以下「旧条例」という。)別表第3の5の項に規定する建築物及び旧条例別表第3の7の項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷西地区 条例別表第3の5の項	加古郡稲美町下草谷字焼ケ谷及び字西大道の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷西地区 条例別表第3の6の項	同 上	旧条例別表第3の8の項に規定する施設	平成17年1月11日
下草谷中地区 条例別表第3の5の項	加古郡稲美町下草谷字西北野の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷中地区 条例別表第3の7の項	同 上	旧条例別表第3の9の項に規定する建築物	平成17年1月11日
下草谷東地区 条例別表第3の5の項	加古郡稲美町下草谷字東北野の一部及び草谷字相野の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷東地区 条例別表第3の7の項	同 上	旧条例別表第3の9の項に規定する建築物	平成17年1月11日
草谷北地区 条例別表第3の5の項	加古郡稲美町草谷字相野の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する工場	平成17年1月11日

十七丁北地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町岡字拾七町の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
十七丁北地区 条例別表第3の6 の項	同 上	旧条例別表第3の8の 項に規定する施設	平成17年1月11日
十七丁北地区 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日
池ノ内南地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町加古字池ノ内中及び 字池ノ内南の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
池ノ内南地区 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日
向山地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町中村字田井中、字西 山、字松ヶ鼻、字向、字池ノ跡、 字真谷及び字向岡の各一部並びに 中一色字鈍々岡の一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成21年11月13日
	加古郡稲美町中村字田井中、字西 山、字向、字池ノ跡、字真谷及び 字向岡の各一部並びに中一色字 鈍々岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
	加古郡稲美町中村字真谷及び字松 ヶ鼻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	
下野谷地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町野谷字中割、字南中 岡、字寅新田及び字南岡の各一部 並びに野寺字東岡及び字穴澤の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成24年1月13日
	加古郡稲美町野谷字中割、字南中 岡及び字寅新田の各一部並びに野 寺字東岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
	加古郡稲美町野谷字寅新田の一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	
高菌地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌 及び字下條の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成24年7月27日
	加古郡稲美町蛸草字北條及び字高 菌の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	

	加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌及び字下條の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
高菌地区 条例別表第3の5の項	加古郡稲美町蛸草字北條の一部及び野寺字下南岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成24年7月27日
野寺地区 条例別表第3の3の項	加古郡稲美町野寺字北條、字西谷、字中山、字中條、字西條、字石原、字鬼河原谷、字南谷、字下南岡、字上南岡、字野畑及び字出晴の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町野寺字北條、字中山、字中條、字西條、字鬼河原谷及び字下南岡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
中一色地区 条例別表第3の3の項	加古郡稲美町中一色字青ノ井、字新改、字下向、字堂ノ上、字宮ノ上、字宮ノ端、字水田、字宮前、字大坪、字焼田、字田中、字青ノ上及び字青の井の各一部、中村字西山の一部並びに北山字見谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町中一色字下向、字大坪、字宮ノ端、字田中、字新改及び字焼田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
幸竹地区 条例別表第3の3の項	加古郡稲美町幸竹字丸岡、字宮ノ本、字小谷、字札ノ辻、字池ノ下、字家荒、字小店前、字南谷及び字廣ヶ澤の各一部、和田字平見、字浦山、字高岡及び字越の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町幸竹字丸岡及び字池ノ下の各一部、和田字平見及び字高岡の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
和田地区	加古郡稲美町和田字大西、字平見、字浦山、字備後割、字高岡、字越、字新池、字東山、字鳥ハミ、字今池沢、字池下及び字雁黒の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	

条例別表第3の3の項	加古郡稲美町和田字越、字高岡、字鳥ハミ及び字池下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成30年7月6日
	加古郡稲美町和田字大西、字池下及び字雁黒の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
西和田地区 条例別表第3の3の項	加古郡稲美町中一色字中岡、字屋敷前、字黒岡及び字鈍々岡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	令和2年1月21日
	加古郡稲美町中一色字屋敷前、字黒岡及び字鈍々岡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
百丁場地区 条例別表第3の3の項	加古郡稲美町六分一字百丁歩及び字西場の各一部並びに印南字西場の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	令和2年1月21日
	加古郡稲美町六分一字百丁歩の一部及び印南字西場の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町六分一字百丁歩の一部及び印南字西場の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	

公 告

入札公告

令和2年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（姫路市の一部、宝塚市及び神戸市の一部）に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年1月21日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 業務件名

ア 令和2年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（姫路市の一部）

イ 令和2年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（宝塚市）

ウ 令和2年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（神戸市の一部）

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)ア、イ及びウについて入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること（なお、県の名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部広報戦略課地域広報班 藤岡
電話 (078) 362-3019 (直通)

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和2年1月21日（火）から同月31日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

ア 1 (1)ア 令和2年2月6日（木）午前10時 兵庫県庁第2号館12階会議室
イ 1 (1)イ 令和2年2月6日（木）午前10時30分 兵庫県庁第2号館12階会議室
ウ 1 (1)ウ 令和2年2月6日（木）午前11時 兵庫県庁第2号館12階会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年2月5日（水）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下同じ。）の100分の5以上の額を、令和2年2月5日（水）の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和2年2月5日（水）以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日（水）以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約金額（契約単価に予定数量を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入

しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和2年1月31日（金）午後4時までに提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札保証金の納入を求める場合、所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年4月1日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

~~~~~

**入札公告**

令和2年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」、兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」及び兵庫県ホームページの広告掲載業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年1月21日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 業務件名

令和2年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」、兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」及び兵庫県ホームページの広告掲載業務

(2) 仕様等

契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部広報戦略課地域広報班 白藤  
電話（078）362-3019（直通）

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和2年1月21日（火）から同年2月4日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和2年2月25日（火）午前10時30分 兵庫県庁第1号館1階C会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年2月21日（金）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下同じ。）の100分の5以上の額を、令和2年2月21日（金）の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和2年2月21日（金）以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日（水）以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代え

て提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和2年2月4日（火）午後4時まで前記3（1）の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関して、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年4月1日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年1月21日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 業務件名

令和2年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の印刷・新聞折込・運送業務

(2) 仕様等

契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

## (5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部広報戦略課地域広報班 白藤  
電話（078）362-3019（直通）

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和2年1月21日（火）から同年2月4日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和2年2月25日（火）午前10時 兵庫県庁第1号館1階C会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年2月21日（金）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下同じ。）の100分の5以上の額を、令和2年2月21日（金）の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和2年2月21日（金）以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日（水）以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和2年2月4日（火）午後4時までに前記3(1)

の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年4月1日(水)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Govenor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Print, newspaper insert and transport of public information paper "kenmin dayori Hyogo"

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2020 through March 31, 2021

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for indicating will to participate in tendering procedures:

16:00 February 4, 2020

(6) Deadline for tender:

16:00 February 21, 2020 by mail

10:00 February 25, 2020 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shirafuji, Public Relations Division, Civil Policy Planning & Administration Department,  
Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567



TEL (078)341-7711 Ext. 2072



**肥料の登録**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

| 登録番号          | 肥料の種類及び名称            | 保証成分量                   | その他の規格       | 生産業者の氏名又は名称及び住所               | 登録年月日         |
|---------------|----------------------|-------------------------|--------------|-------------------------------|---------------|
| 兵庫県肥料登録第1736号 | 混合有機質肥料<br>66混合有機質肥料 | 窒素全量 6.0%<br>りん酸全量 6.0% | 公定規格<br>のとおり | トミクラ産業株式会社<br>姫路市花田町高木209番地の1 | 令和元年<br>9月17日 |



**肥料の登録の有効期間の更新**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の有効期間を更新した。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

| 登録番号          | 肥料の種類及び名称                     | 保証成分量                                                                               | その他の規格       | 生産業者の氏名又は名称及び住所                    | 登録の有効期限        |
|---------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------|----------------|
| 兵庫県肥料登録第1269号 | 混合有機質肥料<br>粒状混合有機質肥料ニュートミー552 | 窒素全量 5.0%<br>りん酸全量 5.0%<br>加里全量 2.0%                                                | 公定規格<br>のとおり | 片倉コープアグリ株式会社<br>東京都千代田区九段北一丁目8番10号 | 令和5年<br>1月9日   |
| 兵庫県肥料登録第1350号 | 混合有機質肥料<br>混合有機質肥料54          | 窒素全量 5.0%<br>りん酸全量 4.0%                                                             | 同上           | 同上                                 | 令和4年<br>12月26日 |
| 兵庫県肥料登録第1418号 | 化成肥料<br>有機入り化成肥料208           | 窒素全量 2.0%<br>りん酸全量 10.0%<br>内く溶性りん酸 9.4%<br>加里全量 8.0%<br>内く溶性加里 6.0%<br>内水溶性加里 2.6% | 同上           | 同上                                 | 令和5年<br>2月24日  |
| 兵庫県肥料登録第1447号 | 混合有機質肥料<br>多木混合有機質肥料          | 窒素全量 5.5%<br>りん酸全量 4.5%                                                             | 同上           | 多木化学株式会社<br>加古川市別府町緑町2番地           | 令和4年<br>12月5日  |
| 兵庫県肥料登録第1501号 | 配合肥料<br>配合肥料322               | 窒素全量 3.0%<br>りん酸全量 22.0%<br>内く溶性りん酸 19.0%                                           | 同上           | 片倉コープアグリ株式会社<br>東京都千代田区九段北一丁目8番10号 | 令和5年<br>1月29日  |

|               |                                 |                                                                           |    |                                        |                |
|---------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------|----------------|
| 兵庫県肥料登録第1536号 | 混合有機質肥料<br>粒状有機肥料111            | 窒素全量 11.0%<br>りん酸全量 1.0%                                                  | 同上 | 同上                                     | 令和4年<br>8月17日  |
| 兵庫県肥料登録第1539号 | 混合有機質肥料<br>ファームパワー・<br>Fish (L) | 窒素全量 6.0%<br>りん酸全量 2.0%<br>加里全量 1.0%                                      | 同上 | 高砂飼料工業株式会社<br>高砂市荒井町御旅2丁目1<br>番17号     | 同年<br>11月21日   |
| 兵庫県肥料登録第1540号 | 乾燥菌体肥料<br>ミヨシ乾燥菌体肥料             | 窒素全量 4.5%<br>りん酸全量 1.5%                                                   | 同上 | ミヨシ油脂株式会社<br>東京都葛飾区堀切4丁目66<br>番1号      | 同年<br>11月25日   |
| 兵庫県肥料登録第1542号 | 混合有機質肥料<br>混合有機72               | 窒素全量 7.0%<br>りん酸全量 2.0%                                                   | 同上 | 片倉コープアグリ株式会社<br>東京都千代田区九段北一丁<br>目8番10号 | 令和5年<br>1月16日  |
| 兵庫県肥料登録第1544号 | 化成肥料<br>オールイン682                | 窒素全量 6.0%<br>りん酸全量 8.0%<br>内く溶性りん酸<br>3.5%<br>加里全量 2.0%<br>内く溶性加里<br>1.8% | 同上 | 三興株式会社<br>大阪府吹田市西御旅町7番<br>16号          | 令和8年<br>2月17日  |
| 兵庫県肥料登録第1598号 | 蒸製皮革粉<br>トミクラ13号                | 窒素全量 13.0%                                                                | 同上 | トミクラ産業株式会社<br>姫路市花田町高木209番地<br>の1      | 令和7年<br>8月16日  |
| 兵庫県肥料登録第1599号 | 蒸製骨粉<br>豚蒸製骨粉T-1                | 窒素全量 4.0%<br>りん酸全量 20.0%                                                  | 同上 | 株式会社平成化成<br>加東市永福1777番地56              | 同年<br>9月3日     |
| 兵庫県肥料登録第1600号 | 蒸製骨粉<br>豚蒸製骨粉T-2                | 窒素全量 5.0%<br>りん酸全量 17.0%                                                  | 同上 | 同上                                     | 同上             |
| 兵庫県肥料登録第1630号 | 混合有機質肥料<br>混合有機質肥料<br>530       | 窒素全量 5.0%<br>りん酸全量 3.0%                                                   | 同上 | 片倉コープアグリ株式会社<br>東京都千代田区九段北一丁<br>目8番10号 | 令和5年<br>1月20日  |
| 兵庫県肥料登録第1697号 | 混合有機質肥料<br>YA粒状肥料551<br>号       | 窒素全量 5.0%<br>りん酸全量 5.0%<br>加里全量 1.0%                                      | 同上 | 有機アグロ株式会社<br>加古川市別府町新野辺3062<br>番地      | 令和7年<br>9月12日  |
| 兵庫県肥料登録第1698号 | 混合有機質肥料<br>人魚姫                  | 窒素全量 7.0%<br>りん酸全量 4.0%<br>加里全量 2.0%                                      | 同上 | 高砂飼料工業株式会社<br>高砂市荒井町御旅2丁目1<br>番17号     | 令和4年<br>8月28日  |
| 兵庫県肥料登録第1702号 | 混合有機質肥料<br>混合有機質肥料15<br>号       | 窒素全量 4.4%<br>りん酸全量 2.4%<br>加里全量 1.2%                                      | 同上 | 三興株式会社<br>大阪府吹田市西御旅町7番<br>16号          | 令和7年<br>10月19日 |

|               |                       |                                      |    |                               |               |
|---------------|-----------------------|--------------------------------------|----|-------------------------------|---------------|
| 兵庫県肥料登録第1703号 | 混合有機質肥料<br>混合有機質肥料16号 | 窒素全量 5.6%<br>りん酸全量 1.0%<br>加里全量 1.4% | 同上 | 同上                            | 同上            |
| 兵庫県肥料登録第1704号 | 混合有機質肥料<br>23混合有機質肥料  | 窒素全量 2.5%<br>りん酸全量 3.5%              | 同上 | トミクラ産業株式会社<br>姫路市花田町高木209番地の1 | 令和7年<br>11月1日 |
| 兵庫県肥料登録第1705号 | 副産動物質肥料<br>コラーゲン6     | 窒素全量 6.0%                            | 同上 | 大鳳商事株式会社<br>東京都中央区銀座三丁目4番1号   | 令和4年<br>11月1日 |
| 兵庫県肥料登録第1712号 | 混合有機質肥料<br>混合有機質肥料17号 | 窒素全量 3.5%<br>りん酸全量 3.0%              | 同上 | 三興株式会社<br>大阪府吹田市西御旅町7番16号     | 令和8年<br>2月21日 |
| 兵庫県肥料登録第1713号 | 混合有機質肥料<br>混合有機質肥料18号 | 窒素全量 4.0%<br>りん酸全量 2.5%              | 同上 | 同上                            | 同上            |
| 兵庫県肥料登録第1714号 | 混合有機質肥料<br>混合有機質肥料19号 | 窒素全量 4.6%<br>りん酸全量 3.4%<br>加里全量 1.2% | 同上 | 同上                            | 同上            |



**肥料の登録の失効**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次のとおり肥料登録は失効した。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

| 登録番号          | 肥料の種類  | 肥料の名称            | 生産業者の氏名又は名称及び住所                     |
|---------------|--------|------------------|-------------------------------------|
| 兵庫県肥料登録第1492号 | 化成肥料   | くみあい有機入り粒状複合653号 | ジェイカムアグリ株式会社<br>東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号 |
| 兵庫県肥料登録第1498号 | 副産石灰肥料 | 50.0副産石灰         | キューピー株式会社<br>東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号       |



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定しようとする区域の名称等

| 名称                      | 指定の区域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------------|------------------|---------------------|
| 神原(5)Ⅲ<br>(127010098)   | 淡路市佐野(別図1のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 神原(3)Ⅱ<br>(127010099)   | 淡路市佐野(別図2のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 神原(4)Ⅱ<br>(127010100)   | 淡路市佐野(別図3のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 上高寺(3)Ⅱ<br>(127010101)  | 淡路市生穂(別図4のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 田井(2)Ⅰ<br>(127010102)   | 淡路市志筑(別図5のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 東山寺(3)Ⅱ<br>(127010103)  | 淡路市長澤(別図6のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 佐野小井(5)Ⅱ<br>(127010104) | 淡路市佐野(別図7のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 佐野小井(6)Ⅱ<br>(127010105) | 淡路市佐野(別図8のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 畦ヶ内(2)Ⅱ<br>(127010106)  | 淡路市佐野(別図9のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 本村上(2)Ⅱ<br>(127010107)  | 淡路市野田尾(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 生穂林(2)Ⅱ<br>(127010108)  | 淡路市生穂(別図11のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 上高寺(4)Ⅱ<br>(127010109)  | 淡路市生穂(別図12のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 下司(7)Ⅱ<br>(127010110)   | 淡路市下司(別図13のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 下司(8)Ⅱ<br>(127010111)   | 淡路市下司(別図14のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 下司(9)Ⅱ<br>(127010112)   | 淡路市下司(別図15のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 里(1)Ⅰ<br>(127010113)    | 淡路市里(別図16のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 里(2)Ⅰ<br>(127010114)    | 淡路市里(別図17のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 里(4)Ⅱ<br>(127010115)    | 淡路市里(別図18のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |

|                             |                  |         |
|-----------------------------|------------------|---------|
| 里(3) I<br>(127010116)       | 淡路市里 (別図19のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 里(5) II<br>(127010117)      | 淡路市里 (別図20のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 里(6) II<br>(127010118)      | 淡路市里 (別図21のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 里(7) II<br>(127010119)      | 淡路市里 (別図22のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 里(8) II<br>(127010120)      | 淡路市里 (別図23のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 里(9) II<br>(127010121)      | 淡路市里 (別図24のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 里(10) II<br>(127010122)     | 淡路市里 (別図25のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 田井 I-2<br>(127010123)       | 淡路市志筑 (別図26のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野小井(3) II-2<br>(127010124) | 淡路市佐野 (別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1から別図27までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年1月29日(水)から同年2月12日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年2月12日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年4月13日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第18号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

長谷川原 I (127010001) の項中別図1、神原(2) I (127010003) の項中別図3、田井 I (127010010) の

項中別図10、長沢西上(3)Ⅱ(127010026)の項中別図26、佐野小井(3)Ⅱ(127010034)の項中別図34、田井Ⅱ(127010058)の項中別図58、里(3)Ⅱ(127010071)の項中別図71、大町下(1)Ⅱ(127010077)の項中別図77、大町下(3)Ⅱ(127010079)の項中別図79、大町上(2)Ⅱ(127010083)の項中別図83、佐野小井Ⅲ(127010092)の項中別図92、老松川Ⅰ(127010002)の項中別図99を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年1月29日(水)から同年2月12日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年2月12日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年4月13日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|----------------|---------------------|-------------------------------|
| 長谷川原Ⅰ<br>(127010001)  | 淡路市生穂(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 神原(2)Ⅰ<br>(127010003) | 淡路市佐野(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 神原(1)Ⅰ<br>(127010004) | 淡路市佐野(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 神原(3)Ⅰ<br>(127010005) | 淡路市佐野(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 生穂段Ⅰ<br>(127010006)   | 淡路市生穂(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 覗Ⅰ<br>(127010008)     | 淡路市大谷(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |

|                           |                  |         |          |
|---------------------------|------------------|---------|----------|
| 王子 I<br>(127010009)       | 淡路市王子（別図7のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 田井 I<br>(127010010)       | 淡路市志筑（別図8のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 中田北側 I<br>(127010011)     | 淡路市中田（別図9のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 明神 I<br>(127010012)       | 淡路市志筑（別図10のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 在 I<br>(127010013)        | 淡路市志筑（別図11のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 綱代 I<br>(127010014)       | 淡路市塩尾（別図12のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 南 I<br>(127010016)        | 淡路市塩尾（別図13のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 大町上(2) I<br>(127010018)   | 淡路市木曾下（別図14のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 興隆寺(2) II<br>(127010022)  | 淡路市興隆寺（別図15のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 長沢西上(1) II<br>(127010024) | 淡路市長澤（別図16のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 長沢西上(2) II<br>(127010025) | 淡路市長澤（別図17のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 長沢西上(3) II<br>(127010026) | 淡路市長澤（別図18のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 野田尾北(1) II<br>(127010027) | 淡路市長澤（別図19のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 東山寺(1) II<br>(127010029)  | 淡路市長澤（別図20のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 東山寺(2) II<br>(127010030)  | 淡路市長澤（別図21のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 佐野小井(1) II<br>(127010032) | 淡路市佐野（別図22のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 佐野小井(2) II<br>(127010033) | 淡路市佐野（別図23のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 佐野小井(3) II<br>(127010034) | 淡路市佐野（別図24のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 佐野小井(4) II<br>(127010035) | 淡路市佐野（別図25のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |

|                         |                   |         |          |
|-------------------------|-------------------|---------|----------|
| 柏原(1)Ⅱ<br>(127010036)   | 淡路市佐野 (別図26のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 柏原(2)Ⅱ<br>(127010037)   | 淡路市佐野 (別図27のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 柏原(3)Ⅱ<br>(127010038)   | 淡路市佐野 (別図28のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 神原(3)Ⅱ<br>(127010039)   | 淡路市佐野 (別図29のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 神原(1)Ⅱ<br>(127010040)   | 淡路市佐野 (別図30のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 神原(2)Ⅱ<br>(127010041)   | 淡路市佐野 (別図31のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 梅里Ⅱ<br>(127010042)      | 淡路市佐野 (別図32のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 神ノ内(1)Ⅱ<br>(127010043)  | 淡路市佐野 (別図33のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 神ノ内(2)Ⅱ<br>(127010044)  | 淡路市佐野 (別図34のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 畦ヶ内Ⅱ<br>(127010045)     | 淡路市佐野 (別図35のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 本村上Ⅱ<br>(127010046)     | 淡路市野田尾 (別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 生穂林Ⅱ<br>(127010047)     | 淡路市生穂 (別図37のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 雨乞Ⅱ<br>(127010048)      | 淡路市生穂 (別図38のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 上高寺(1)Ⅱ<br>(127010049)  | 淡路市生穂 (別図39のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 上高寺(2)Ⅱ<br>(127010050)  | 淡路市生穂 (別図40のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 大谷西山(1)Ⅱ<br>(127010051) | 淡路市大谷 (別図41のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 大谷西山(2)Ⅱ<br>(127010052) | 淡路市大谷 (別図42のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 王子(1)Ⅱ<br>(127010055)   | 淡路市王子 (別図43のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 池ノ内Ⅱ<br>(127010056)     | 淡路市池ノ内 (別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |



|                         |                  |         |          |
|-------------------------|------------------|---------|----------|
| 王子(2)Ⅱ<br>(127010057)   | 淡路市王子(別図45のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 田井Ⅱ<br>(127010058)      | 淡路市志筑(別図46のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 大円道Ⅱ<br>(127010059)     | 淡路市中田(別図47のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 中田佐古(1)Ⅱ<br>(127010060) | 淡路市中田(別図48のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 中田佐古(3)Ⅱ<br>(127010062) | 淡路市中田(別図49のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 下司(1)Ⅱ<br>(127010065)   | 淡路市下司(別図50のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 下司(2)Ⅱ<br>(127010066)   | 淡路市下司(別図51のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 下司(3)Ⅱ<br>(127010067)   | 淡路市下司(別図52のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 下司(4)Ⅱ<br>(127010068)   | 淡路市下司(別図53のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 里(1)Ⅱ<br>(127010069)    | 淡路市里(別図54のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 里(2)Ⅱ<br>(127010070)    | 淡路市里(別図55のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 里(3)Ⅱ<br>(127010071)    | 淡路市里(別図56のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 下司(5)Ⅱ<br>(127010072)   | 淡路市下司(別図57のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 下司(6)Ⅱ<br>(127010073)   | 淡路市下司(別図58のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 木曾上(1)Ⅱ<br>(127010074)  | 淡路市木曾上(別図59のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 大町畑(1)Ⅱ<br>(127010076)  | 淡路市大町畑(別図60のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 大町下(1)Ⅱ<br>(127010077)  | 淡路市大町下(別図61のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 大町下(3)Ⅱ<br>(127010079)  | 淡路市大町下(別図62のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 大町畑(2)Ⅱ<br>(127010081)  | 淡路市大町畑(別図63のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |

|                         |                   |         |          |
|-------------------------|-------------------|---------|----------|
| 大町上(1)Ⅱ<br>(127010082)  | 淡路市大町上(別図64のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 大町上(2)Ⅱ<br>(127010083)  | 淡路市大町上(別図65のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 大町上(3)Ⅱ<br>(127010084)  | 淡路市木曾下(別図66のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 大町上(4)Ⅱ<br>(127010085)  | 淡路市大町上(別図67のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 木曾上(3)Ⅱ<br>(127010087)  | 淡路市木曾上(別図68のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 木曾上畑(1)Ⅱ<br>(127010088) | 淡路市木曾上畑(別図69のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 長沢南(1)Ⅲ<br>(127010090)  | 淡路市長沢(別図70のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |
| 佐野小井Ⅲ<br>(127010092)    | 淡路市佐野(別図71のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 神原(1)Ⅲ<br>(127010093)   | 淡路市佐野(別図72のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 神原(3)Ⅲ<br>(127010095)   | 淡路市佐野(別図73のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図73のとおり |
| 神原(4)Ⅲ<br>(127010096)   | 淡路市佐野(別図74のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図74のとおり |
| 神原(5)Ⅲ<br>(127010098)   | 淡路市佐野(別図75のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図75のとおり |
| 神原(3)Ⅱ<br>(127010099)   | 淡路市佐野(別図76のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図76のとおり |
| 神原(4)Ⅱ<br>(127010100)   | 淡路市佐野(別図77のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図77のとおり |
| 上高寺(3)Ⅱ<br>(127010101)  | 淡路市生穂(別図78のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図78のとおり |
| 田井(2)Ⅰ<br>(127010102)   | 淡路市志筑(別図79のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図79のとおり |
| 東山寺(3)Ⅱ<br>(127010103)  | 淡路市長沢(別図80のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図80のとおり |
| 佐野小井(5)Ⅱ<br>(127010104) | 淡路市佐野(別図81のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図81のとおり |
| 佐野小井(6)Ⅱ<br>(127010105) | 淡路市佐野(別図82のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図82のとおり |
|                         |                   |         |          |

|                        |                  |         |           |
|------------------------|------------------|---------|-----------|
| 畦ヶ内(2)Ⅱ<br>(127010106) | 淡路市佐野（別図83のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図83のとおり  |
| 本村上(2)Ⅱ<br>(127010107) | 淡路市野田尾（別図84のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図84のとおり  |
| 生穂林(2)Ⅱ<br>(127010108) | 淡路市生穂（別図85のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図85のとおり  |
| 上高寺(4)Ⅱ<br>(127010109) | 淡路市生穂（別図86のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図86のとおり  |
| 下司(7)Ⅱ<br>(127010110)  | 淡路市下司（別図87のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図87のとおり  |
| 下司(8)Ⅱ<br>(127010111)  | 淡路市下司（別図88のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図88のとおり  |
| 下司(9)Ⅱ<br>(127010112)  | 淡路市下司（別図89のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図89のとおり  |
| 里(1)Ⅰ<br>(127010113)   | 淡路市里（別図90のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図90のとおり  |
| 里(2)Ⅰ<br>(127010114)   | 淡路市里（別図91のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図91のとおり  |
| 里(4)Ⅱ<br>(127010115)   | 淡路市里（別図92のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図92のとおり  |
| 里(3)Ⅰ<br>(127010116)   | 淡路市里（別図93のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図93のとおり  |
| 里(5)Ⅱ<br>(127010117)   | 淡路市里（別図94のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図94のとおり  |
| 里(6)Ⅱ<br>(127010118)   | 淡路市里（別図95のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図95のとおり  |
| 里(7)Ⅱ<br>(127010119)   | 淡路市里（別図96のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図96のとおり  |
| 里(8)Ⅱ<br>(127010120)   | 淡路市里（別図97のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図97のとおり  |
| 里(9)Ⅱ<br>(127010121)   | 淡路市里（別図98のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図98のとおり  |
| 里(10)Ⅱ<br>(127010122)  | 淡路市里（別図99のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図99のとおり  |
| 小井西谷Ⅰ<br>(227010001)   | 淡路市佐野（別図100のとおり） | 土石流     | 別図100のとおり |
| 老松川Ⅰ<br>(227010002)    | 淡路市佐野（別図101のとおり） | 土石流     | 別図101のとおり |

|                       |                   |     |           |
|-----------------------|-------------------|-----|-----------|
| 野田尾川Ⅰ<br>(227010005)  | 淡路市野田尾（別図102のとおり） | 土石流 | 別図102のとおり |
| 興隆寺北谷Ⅱ<br>(227010013) | 淡路市興隆寺（別図103のとおり） | 土石流 | 別図103のとおり |
| 谷の川Ⅱ<br>(227010016)   | 淡路市興隆寺（別図104のとおり） | 土石流 | 別図104のとおり |
| 佐野川Ⅱ<br>(227010018)   | 淡路市佐野（別図105のとおり）  | 土石流 | 別図105のとおり |
| 東林坊Ⅱ<br>(227010023)   | 淡路市野田尾（別図106のとおり） | 土石流 | 別図106のとおり |
| 東山寺西谷Ⅱ<br>(227010026) | 淡路市長澤（別図107のとおり）  | 土石流 | 別図107のとおり |
| 東山寺東谷Ⅱ<br>(227010027) | 淡路市長澤（別図108のとおり）  | 土石流 | 別図108のとおり |
| 高山池Ⅱ<br>(227010029)   | 淡路市中田（別図109のとおり）  | 土石流 | 別図109のとおり |
| 堂道池川Ⅱ<br>(227010030)  | 淡路市大町下（別図110のとおり） | 土石流 | 別図110のとおり |

（別図1から別図110までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
令和2年1月29日（水）から同年2月12日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5
  - (3) 提出期限  
令和2年2月12日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年4月13日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町大中三丁目208番1、209番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市野口町二屋2番地の1

株式会社イヌイホーム 代表取締役 乾 美奈子

3 許可年月日及び許可番号

令和元年6月20日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-16号（1播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町古田二丁目502番、505番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市加古川町北在家2242番地

株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三宅 忠

3 許可年月日及び許可番号

令和元年12月9日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-18-2号（1播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市繁昌町字新池ノ下乙195番1、乙196番1、乙197番から乙199番まで、乙200番2、乙204番2の一部  
同 市繁昌町字南ノ岡乙31番、乙32番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加西市繁昌町894番地

菅野包装資材株式会社 代表取締役 菅野 弘 司

3 許可年月日及び許可番号

令和元年9月19日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-8号（1加西）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第1号

新生姫路市民の会から提出された政治団体の異動の届出に関し、平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第82号を次のとおり訂正する。

令和2年1月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

2(2)中

「

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 異動事項   | 異動内容 |        | 異動年月日      |
|----------|--------|--------|------|--------|------------|
| 新生姫路市民の会 | 齋木 後治郎 | 代表者の氏名 | 新    | 齋木 後治郎 | 平成29年6月13日 |
|          |        |        | 旧    | 濱中英 男  |            |

」

を  
「

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 異動事項   | 異動内容 |        | 異動年月日      |
|----------|--------|--------|------|--------|------------|
| 新生姫路市民の会 | 齋木 俊治郎 | 代表者の氏名 | 新    | 齋木 俊治郎 | 平成29年6月13日 |
|          |        |        | 旧    | 濱中 英男  |            |

」

に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示2号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和2年1月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則本

1 政治団体の設立の届出

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                   | 届出年月日      |
|------------|--------|----------|------------------------------|------------|
| 市長交代を実現する会 | 鈴木 利信  | 土井 義澄    | 高砂市伊保崎南15-8                  | 令和元年11月13日 |
| 都倉たつよし後援会  | 都倉 達殊  | 都倉 達殊    | 高砂市荒井町蓮池2丁目7番29号 株式会社トクラ本社3階 | 令和元年11月18日 |

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異動内容 |                              | 異動年月日      |
|-----------|--------|------------|------|------------------------------|------------|
| 公明党尼崎総支部  | 谷井 勲   | 会計責任者の氏名   | 新    | 土岐 良二                        | 令和元年11月5日  |
|           |        |            | 旧    | 開 康生                         |            |
| 公明党播磨総支部  | 相良 大悟  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 加古川市加古川町中津728-4              | 令和元年10月27日 |
|           |        |            | 旧    | 加古川市別府町朝日町28-1               |            |
|           |        | 代表者の氏名     | 新    | 相良 大悟                        |            |
|           |        |            | 旧    | 岸本 一尚                        |            |
| 公明党姫路総支部  | 天野 文夫  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 姫路市保城437                     | 令和元年11月3日  |
|           |        |            | 旧    | 姫路市余部区下余部310-10              |            |
|           |        | 代表者の氏名     | 新    | 天野 文夫                        |            |
|           |        |            | 旧    | 北條 泰嗣                        |            |
|           |        | 会計責任者の氏名   | 新    | 柴田 佳伸                        |            |
|           |        |            | 旧    | 天野 文夫                        |            |
| 公明党西神戸総支部 | 島山 清史  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市須磨区大池町2-3-7<br>オルタンシア大池1F | 令和元年10月31日 |
|           |        |            | 旧    | 神戸市垂水区つつじが丘7-11-11           |            |
|           |        | 代表者の氏名     | 新    | 島山 清史                        |            |
|           |        |            | 旧    | 壬生 潤                         |            |

|                |      |          |   |      |            |
|----------------|------|----------|---|------|------------|
| 自由民主党兵庫県連佐用郡支部 | 中川孝之 | 代表者の氏名   | 新 | 中川孝之 | 令和元年11月26日 |
|                |      |          | 旧 | 石堂則本 |            |
| 立憲民主党兵庫県連合     | 櫻井周  | 会計責任者の氏名 | 新 | 永江一之 | 令和元年11月28日 |
|                |      |          | 旧 | 桐山直也 |            |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称               | 代表者の氏名 | 異動事項          | 異動内容 |                                 | 異動年月日      |
|-----------------------|--------|---------------|------|---------------------------------|------------|
| 弘川よしえとわくわくプロジェクト      | 弘川よしえ  | 代表者の氏名        | 新    | 弘川よしえ                           | 平成31年3月26日 |
|                       |        |               | 旧    | 田中壽雄                            |            |
| 三菱重工グループ労連神船地本政治活動委員会 | 梶本昇司   | 会計責任者の氏名      | 新    | 高野一樹                            | 令和元年11月25日 |
|                       |        |               | 旧    | 中村康宏                            |            |
| 遙山会                   | 池畑浩太郎  | 主たる事務所の所在地    | 新    | 西宮市雲井町2-2 グランデ雲井町公園106          | 平成30年11月1日 |
|                       |        |               | 旧    | 宝塚市雲雀丘2丁目4番36号                  |            |
|                       |        | 国会議員関係政治団体の区分 | 新    | 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体 | 平成31年3月31日 |
|                       |        |               | 旧    | 国会議員関係政治団体以外の政治団体               |            |
|                       |        | 公職の種類(第1号)    | 新    | 衆議院議員                           |            |
|                       |        |               | 旧    |                                 |            |
| 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号) | 新      | 池畑浩太郎、衆議院議員   |      |                                 |            |
|                       | 旧      |               |      |                                 |            |

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名 | 解散年月日      |
|---------------------|--------|------------|
| 立憲民主党兵庫県参議院選挙区第1総支部 | 安田真理   | 令和元年11月27日 |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 解散年月日      |
|---------------|--------|------------|
| 神戸ビッグパンプロジェクト | 仙波興和   | 令和元年10月30日 |
| 新生姫路市民の会      | 斎木俊治郎  | 令和元年8月31日  |
| 徹志会           | 中村毅志   | 令和元年10月30日 |
| 中村毅志後援会       | 後藤彰大   | 令和元年10月30日 |
| 灘井義弘後援会       | 灘井義弘   | 令和元年11月1日  |
| にしのみや政経懇話会    | 吉岡政和   | 令和元年10月31日 |
| 水岡俊一はげます会     | 武部健也   | 令和元年10月31日 |
| 吉岡政和後援会       | 阪本大介   | 令和元年10月31日 |



**兵庫県選挙管理委員会告示第3号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

令和2年1月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

1 資金管理団体の指定の届出

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称        | 主たる事務所の所在地                   | 指定年月日      |
|-----------------------|---------|------------------|------------------------------|------------|
| 弘川 よしえ                | 兵庫県議会議員 | 弘川よしえとわくわくプロジェクト | 尼崎市田能3-22-1                  | 平成31年3月26日 |
| 都倉 達 殊                | 高砂市長    | 都倉たつよし後援会        | 高砂市荒井町蓮池2丁目7番29号 株式会社トクラ本社3階 | 令和元年11月16日 |

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項  | 異動内容      | 異動年月日      |
|------------------|-----------|-------|-----------|------------|
| 池 畑 浩 太 朗        | 遙山会       | 公職の種類 | 新 衆議院議員   | 平成31年3月31日 |
|                  |           |       | 旧 兵庫県議会議員 |            |

3 資金管理団体の指定の取消しの届出

法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称  | 取消年月日      |
|------------------|------------|------------|
| 灘 井 義 弘          | 灘井義弘後援会    | 令和元年11月1日  |
| 吉 岡 政 和          | にしのみや政経懇話会 | 令和元年10月31日 |

**労働委員会公告**

**審査の期間の目標及び審査の実施状況**

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、令和2年における審査の期間の目標及び令和元年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和2年1月21日

兵庫県労働委員会  
会長 滝澤 功 治

1 令和2年における審査の期間の目標

当委員会は、令和2年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

- (1) 単純な団体交渉拒否事件 6月
- (2) 標準的な事件 1年
- (3) 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

（注）単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

2 令和元年における審査の実施状況

- (1) 取扱事件数



| 区 分         | 取扱件数 | 終結事件 | 翌年への繰越し |
|-------------|------|------|---------|
| 単純な団体交渉拒否事件 | 0件   | 0件   | 0件      |
| 標準的な事件      | 16件  | 10件  | 6件      |
| 特に複雑な事件     | 1件   | 1件   | 0件      |
| 計           | 17件  | 11件  | 6件      |

(2) 個別事件の審査の実施状況（令和元年中に終結した事件）

| 事件番号               | 終結区分       | 係属日数 | 調査回数 | 審問回数 | 和解回数 | 尋問証人数       | 区 分 |
|--------------------|------------|------|------|------|------|-------------|-----|
| 平成29年<br>(不)第5号事件  | 命令(一部救済)   | 708日 | 8回   | 2回   | 0回   | 7人<br>(7人)  | 複 雑 |
| 平成29年<br>(不)第9号事件  | 一部棄却・一部却下  | 484日 | 6回   | 3回   | 0回   | 5人<br>(10人) | 標 準 |
| 平成30年<br>(不)第2号事件  | 命令(全部救済)   | 513日 | 6回   | 2回   | 0回   | 2人<br>(2人)  | 標 準 |
| 平成30年<br>(不)第7号事件  | 命令(全部救済)   | 416日 | 4回   | 2回   | 0回   | 2人<br>(2人)  | 標 準 |
| 平成30年<br>(不)第8号事件  | 取下げ(関与和解)  | 156日 | 4回   | 0回   | 0回   | 0人<br>(0人)  | 標 準 |
| 平成30年<br>(不)第10号事件 | 取下げ(無関与和解) | 78日  | 1回   | 0回   | 0回   | 0人<br>(0人)  | 標 準 |
| 平成31年<br>(不)第1号事件  | 取下げ(関与和解)  | 43日  | 2回   | 0回   | 0回   | 0人<br>(0人)  | 標 準 |
| 平成31年<br>(不)第2号事件  | 取下げ(無関与和解) | 141日 | 1回   | 0回   | 0回   | 0人<br>(0人)  | 標 準 |
| 平成31年<br>(不)第3号事件  | 取下げ        | 264日 | 5回   | 0回   | 1回   | 0人<br>(0人)  | 標 準 |
| 平成31年<br>(不)第4号事件  | 取下げ(関与和解)  | 72日  | 2回   | 0回   | 1回   | 0人<br>(0人)  | 標 準 |
| 令和元年<br>(不)第6号事件   | 取下げ(関与和解)  | 148日 | 3回   | 0回   | 1回   | 0人<br>(0人)  | 標 準 |

(注1) 「尋問証人数」欄の( )内は、延べ人数。

(注2) 「区分」欄は、1の区分を示す。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年1月21日

契約担当者

兵庫県警察本部長 加藤 晃 久

## 1 調達内容

## (1) 件名

マイクロソフト社警察向け包括E S Aライセンス9013式の納入

## (2) 納入期限

令和2年4月1日

## (3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

## (4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 浅見

電話 (078) 341-7441 内線2273

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和2年1月21日（火）から同年2月4日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和2年2月28日（金）午前10時 兵庫県警察本部6階603会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年2月27日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年2月27日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約

締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする契約保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和2年2月4日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和2年4月1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kato Akihisa, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be contracted:

Delivery of 9013 sets of “Microsoft ESA (Enterprise Subscription Agreement) Comprehensive Software License for Police”

(3) Delivery Deadline:

April 1, 2020

(4) Delivery Place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 February 4, 2020

(6) Deadline for tender:

17:00 February 27, 2020 by mail

10:00 February 28, 2020 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Asami Aki, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2273